

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成16年4月14日(水)に開催された第2回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成16年4月14日(水)午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

天野嘉之，綾部美知枝，大坪 檀，小池充夫，佐藤エイ子，塩沢忠和，高橋祥子，  
谷川 治，富越和厚，橋本嘉一，堀田尚志，望月 浩，渡邊高秀(敬称略)

4 法廷傍聴(刑事裁判)

5 議事

自己紹介(橋本委員，小池委員，富越委員)

委員長の選出

委員長は，富越和厚委員が選出された(意見の概要1参照)。

意見交換(意見の概要2参照)

6 次回委員会の開催予定日

各委員の都合を確認して後日調整する。

なお，開催月は9月又は10月とする。

(意見の概要1)

委 員 長 選 出

門口委員長の転出により委員長が欠けているため、まず、委員長を選出する必要があるため、どなたか推薦いただきたい。

前回の繰り返しになるが、発言させていただくと、この委員会の目的、趣旨及び司法制度改革の様々な形の中で、この委員会が制定された趣旨からしても、できることなら、委員長は法曹三者以外の方になっていただきたい。

しかし、法律の専門家である法曹関係者と違って、法律については素人の我々からすると、逆に、道案内をうまくしてくれる人がいてくれないと口が開けないこともあるので、前回同様、裁判所の所長に委員長をやっていただき、この場を各委員から自由な意見が出せる和やかな雰囲気にしていただきたい。

私は、富越委員が委員長に就任することで、ものが言いにくくなるとは、さらさら考えていない。法曹関係者から委員長を出すことは制度の趣旨にそぐわないと言いたいのであって、制度の趣旨を踏まえて議事を進行していくべきとの考えからすると、私は大坪委員を推薦したい。

大坪委員を委員長に推薦するという意見も分かるが、裁判所の事情をよく分かっている富越委員になっていただくべきと考える。

前回は、委員長は事務局との情報交換を密にとりながら委員会の準備や議事を進めていくことになり、それを一般の委員が行うのは大変だろうということから、裁判所の所長に委員長をお願いしたと理解している。

この委員会は、まだ前回1回開催したのみで、今後、何回か開催してみないと分からないところもあるので、各委員の様々な意見を踏まえた上で、当面富越委員に委員長をお願いするということがよいのではないかと。

異議なし。

(意見の概要2)

意見交換の要旨

法廷傍聴をしながら感じたことだが、法廷には心が安まるものがない。例えば、花を飾るなどして、当事者の気持ちを和らげる工夫が必要ではないか。

法廷内で当事者等が暴れることも想定されることから、花瓶のようなものがあるのは危険なので、そのようなものを置いていないのだが、指摘されたような発想自体は大切なことだと思う。

裁判所によっては、窓のない法廷があるが、あれは息苦しい感じがする。その点、静岡地裁は、いずれの法廷も窓があるので良いと思う。また、当事者の気持ちを和らげることに直接結びつくか分からないが、イギリスやフランスの法廷では、水が飲めるようになっていたことを覚えている。

以前、裁判所を訪れた際、ある来庁者がどこに行けばよいのか迷っていたことがあったが、裁判所の職員はそれに気付いていながら、見て見ぬ振りをしていた。「開かれた裁判所」を目指すのならば、各職員が、そういった点について、もう少し配慮すべきではないか。

裁判所で使われている言葉は、専門用語が多くて分かりづらい。もう少し、一般人でも理解できるような言葉が使えないものか。

物事を正確に表現するためには、専門用語を使わなければならない場合も多い。結局は、分かりやすい表現と正確に表現することをどのように調和させるかといった問題なのではないか。

何でも平易にすると趣旨が伝わらないことはよくあるし、日本語が幼稚化するおそれもあると思う。

裁判員制度が導入されると、その対象事件は、殺人事件等の重大な犯罪のようであるが、そのような事件は事実関係が複雑となり、一般人には分かりづらいように思われる。その点は大丈夫なのか。

殺人罪で言えば、事実関係としては「人を殺したかどうか」ということなので、かえって分かりやすく、その点は問題ないと思う。

いずれにしても、裁判員がより理解できるように、弁護士会としても努力

していきたい。

裁判所としても、裁判員に対しては、より事案の理解が容易となるように、もっと内容を噛み砕いて説明する工夫をしていくべきだと考えている。

起訴状の書き方も変わってくるものと思う。

最近のテレビ番組では、法律紛争をテーマとしたものが流行っているが、これは裁判所に行くには敷居が高いといった一般人の感覚を表しているのではないか。裁判所を利用しやすくする必要があるだろう。

例えば、病院は、誰もが、病気になりたくないという意味で、行きたがらない所だが、仮に病気になったならば、躊躇することなく行くべき所である。裁判所も病院に似ていて、誰もが、紛争に遭いたくないという意味で、行きたがらない所だが、仮に紛争に巻き込まれたならば、直ぐに裁判所に行こうと思ってもらえることが重要である。そのためには、裁判所の敷居を低くしないといけない。

以前は、訴訟には金が掛かり、不満があっても長い物には巻かれろといった考えが強かった。しかし、最近では、訴訟の時代になってきていると認識している。これは、医学の世界でも同様で、最近では、健康なときから、健康を保持するために様々な知識を取得しようとする意識が高まっている。しかし、こういった意識もまだ十分ではなく、法律に関しても、国民にもっと知識を持ってもらうことが重要なことだと思う。そのためには、中学生や高校生の段階から、法律を理解させるような政策をとっていくべきだと思う。

本日、法廷傍聴をしてみて、法廷自体が無彩色だと思った。もう少し、法廷の色に工夫をしたら、裁判所自体が明るいイメージになるのではないか。また、今日の裁判官はともかく、検察官や弁護士は早口であり、声も傍聴席には聞こえづらかった。

アメリカの陪審法廷で証言する機会があり、しゃべり方について事細かく弁護士からレクチャーを受けたが、日本の法曹関係者も話し方の訓練をすべ

きだと思うが、そういった研修はしていないのか。

まったくやっていないと思う。

検察官についても、そのような訓練をやっているとは把握していない。

現行制度の下では、弁護士の立場から言わせてもらえば、検察官や弁護士は、傍聴人に分からせようと思ってはいないが、今後は、そのような意識を変えていく必要があると思う。

法廷には、マイクがあったが、機能していないのか。

沼津支部では、マイクから拾った音を、録音用とスピーカー用に利用している。

本庁でも、スピーカーから音が出るようお願いしている。

傍聴人に、聞こえるということも、「開かれた裁判所」に通じるのではないか。

「開かれた」裁判所とは、まず裁判所からの「情報が伝わる」ということであると思う。

いつ頃どのような事件があるのかホームページに載っていないのか。

事件数が多いということのほか、事件名からは事件の概要が必ずしも明確ではなく、また、期日変更が行われることもあることから、ホームページには載せていない。

いつ頃どのような事件があるのかについては、毎週1度、記者クラブ所属の記者に対して、お知らせしている。

一般人からすれば、詳しいところは不要であり、いつどのような事件があるかさえあらかじめ分かれば、裁判の傍聴に行ってみようかという気になると思う。

法廷は公開されているとはいえ、ホームページに名前が載るとするのはプライバシー上の問題があると思う。

弁護士会では、有志による法廷傍聴の手伝いもしているので、利用してほ

しい。

法廷傍聴を希望されるのであれば、どのような事件の傍聴を希望するのか総務課へお知らせいただければ、適当な事件の開廷状況をお知らせする。

今回は、刑事裁判の傍聴を通じて、主に法廷内の色等の物的面及び職員の当事者への対応方といった人的面からの御意見をいただいたと認識している。

次回は、民事裁判の傍聴等を通して、民事事件の仕組みについて御理解いただいた上で、御意見をいただきたいと考えているが、その方向で差し支えないか。

異議なし。